

【記入する際の注意点について】

下記の該当する書類をご提出ください。

	必要書類	提出する際の注意点
①	申請書及び同意書(全体)	・裏面の同意書も記入してください。 ・有価証券等, 現金(いわゆるタンス預金), 負債等がない場合には該当欄に「0円」と記入してください。 ・記入漏れ, 押印漏れ, 記名押印は明瞭かご確認ください。
②	預貯金などに関する申告	
	(1) 預貯金額	・通帳・証書は必ず<u>最新の取引まで記帳</u>してください。 ・配偶者のいる方は, 同一世帯か別世帯かに関わらず, 配偶者の所得及び資産状況も支給要件に含まれます。なお, 配偶者には婚姻届を提出していない事実婚も含みます。 ・定期預金の残高も計上してください。特に, 総合口座の通帳では普通預金の通帳と同じ通帳に定期預金が記載されているので, 計上漏れが無いよう注意してください。 ・金額は“万円”等で省略せず, 1の位までご記入ください。
	(2) 有価証券(評価概算額)	○有価証券や投資信託, 国債をお持ちの方・行っている方 ・証券会社や銀行, 信託銀行の口座名義, 残高等の記載がある書類を確認し, 金額を記入してください。 ・株等, 価値が流動する資産をお持ちの場合, 記入日時点の 株価で計算し, 金額を記入してください。
	(3) 現金 (金・銀など, 時価評価額が容易に把握しやすい貴金属含む)	・タンス預金等, まとまった金額(5万円以上目安)を現金で保有している場合記入してください。 ・本人口座に入金していない, 家族に預けている本人資産がある場合も, この欄に記入してください。 ○時価評価額が容易に把握しやすい貴金属をお持ちの方 ・購入先の銀行等の口座名義, 残高等の記載箇所をコピーしてください。積立て購入を含みます。対象となる場合コピーを忘れずに添付してください。
	(4) 負債(借入金・住宅ローン等)にかかる書類のコピー	○上記②(1)～(3)の資産の合計が預貯金基準額を超える方で負債のある方 ・借用証書など(借主, 貸付額の記載があり, 申請日時点で残額が確認できる書類)を確認してコピーしてください。 預貯金額など資産の合計が基準額を超えている場合は, 負債を差し引いて審査します。差し引く必要がある場合は, 必ず借用書等のコピーを添付してください。
③	成年後見人であることがわかる書類	○成年後見人がついている方 家庭裁判所が発行する証書のコピー等の添付が必要です。

疑義がある場合を除き, 申告に基づいて審査します。ただし, 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等を受給した場合には, 介護保険法第22条第1項の規定に基づき, 支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

【 対象となる非課税年金について 】

	対象年金	振込通知書等に出力される 年金種別の文言（例）
1	障害年金（共済）	障害
2	障害基礎年金	国民年金 障害基礎 ※障害厚生年金併給の場合， 国民年金・厚生年金 障害基礎厚生
3	障害基礎年金（障害福祉年金裁定替え分）	国民年金 障害基礎
4	障害基礎年金（短期）	国民年金 障害基礎
5	障害基礎年金（20歳前）	国民年金 障害基礎
6	障害厚生年金	厚生年金 障害厚生 ※障害基礎年金併給の場合，2と同様
7	国民年金障害年金	国民年金 障害
8	厚生年金保険障害年金	厚生年金 障害
9	船員保険障害年金	船員保険年金 障害
10	障害共済年金 障害共済年金（一元化法改正前の共済法の規定） 障害共済年金（一元化法附則第41条1項の規定） 障害共済年金（一元化法附則第65条1項の規定） 障害厚生年金（2号厚生），障害厚生年金（3号厚生） 障害厚生年金（4号厚生）	障害共済
11	遺族基礎年金	国民年金 遺族基礎 ※遺族厚生年金併給の場合， 国民年金・厚生年金 遺族基礎厚生
12	遺族基礎年金（短期）	国民年金 遺族基礎
13	遺族厚生年金	厚生年金 遺族厚生 ※遺族基礎年金併給の場合，11と同様
14	厚生年金保険遺族年金	厚生年金 遺族
15	厚生年金保険寡婦年金	厚生年金 寡婦
16	厚生年金保険通算遺族年金	厚生年金 通算遺族
17	船員保険遺族年金	船員保険年金 遺族
18	遺族共済年金 遺族共済年金（一元化法改正前の共済法の規定） 遺族共済年金（一元化法附則第41条1項の規定） 遺族共済年金（一元化法附則第65条1項の規定） 遺族厚生年金（2号厚生），遺族厚生年金（3号厚生） 遺族厚生年金（4号厚生）	遺族共済
19	遺族年金（共済）	遺族
20	通算遺族年金	通算遺族
21	厚生年金保険かん夫年金	厚生年金 かん夫
22	厚生年金保険遺児年金	厚生年金 遺児
23	厚生年金保険特例遺族年金（新法含む）	厚生年金 特例遺族
24	船員保険寡婦年金	船員保険年金 寡婦
25	船員保険遺児年金	船員保険年金 遺児
26	船員保険通算遺族年金	船員保険年金 通算遺族
27	船員保険特例遺族年金	船員保険年金 特例遺族
28	国民年金母子年金	国民年金 母子
29	国民年金準母子年金	国民年金 準母子
30	国民年金寡婦年金	国民年金 寡婦
31	国民年金遺児年金	国民年金 遺児
32	遺族基礎年金（母子福祉年金裁定替え分）	国民年金 遺族基礎
33	遺族基礎年金（準母子福祉年金裁定替え分）	国民年金 遺族基礎
34	寡婦年金	国民年金 寡婦

受給している年金の種類によっては、追加で年金の年間受給額が分かる書類（年金通知等）のコピーを添付していただく場合があります。